

宅地課税証明書の誤発行に関する調査特別委員会設置に関する決議

下記のとおり、宅地課税証明書の誤発行に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 宅地課税証明書の誤発行に関する調査特別委員会
2. 設置根拠 地方自治法第109条及び豊見城市議会委員会条例第6条
3. 調査事項 (1) 宅地課税証明書誤発行の調査に関する事項
(2) 再発防止に関する事項
(3) 国家賠償法に基づく訴訟事件への市の対応等を調査する事項
4. 委員定数 宅地課税証明書の誤発行に関する調査特別委員会の委員は8人とする。
5. 調査期限 宅地課税証明書の誤発行に関する調査特別委員会は3に掲げる調査事項が終了するまで閉会中もなお審査を行うことができる。